

令和4年第1回港区議会定例会追加提出案件一覧

追加区長報告2件

区長報告第6号 専決処分について（和解）

区長報告第7号 専決処分について（和解）

追加議案1件

議案第35号 港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和4年第1回港区議会定例会追加提出案件（概要）

区長報告第6号

【総務部総務課】

専決処分について（和解）

本件は、損害賠償請求訴訟事件の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 令和4年2月14日

○ 概 要

（1）事件の要旨

平成29年10月26日、港区立特別養護老人ホーム港南の郷（以下「施設」といいます。）において相手方が入浴の際に、浴場脱衣所で転倒し、負傷する事故（以下「本件事故」といいます。）が発生しました。

本件事故について、相手方と施設を運営する社会福祉法人恩賜財団済生会（以下「済生会」といいます。）は、解決に向けた損害賠償の額の交渉を重ねてきましたが、解決に至りませんでした。

このことから、相手方は、施設の設置者である区が相手方の生命及び身体に危険がないよう配慮すべき義務を怠ったことにより損害が生じたとして、区に対し損害賠償を求めて、令和2年7月10日、東京地方裁判所に訴訟（以下「本件事件」といいます。）を提起しました。

本件事件の解決について、利害関係を有する済生会は、令和2年9月14日、本件事件に参加しました。

その後、審理が行われてきましたが、今般、同裁判所から和解勧告がなされ、当該和解勧告に基づき済生会が相手方に和解金を支払ったことから、区、相手方及び済生会は、和解により本件事件の解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

ア 相手方は、本件請求を放棄する。

イ 相手方及び区は、本件に関し、相手方と区との間には、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ウ 訴訟費用（参加費用を含む。）は、各自の負担とする。

専決処分について（和解）

本件は、損害賠償等請求訴訟事件の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 令和4年2月18日

○ 概 要

（1）事件の要旨

令和3年6月21日、区が相手方の新型コロナウイルスワクチン接種支援員の採用内定を取り消したことについて、一方的に取り消されたことにより雇用に対する期待権を侵害されたとして、相手方は、区に対し採用の取消しによる損害賠償及び期待権の侵害に対する慰謝料を求めて、同年10月4日、東京簡易裁判所に訴訟を提起しました。

その後、審理が行われてきましたが、今般、同裁判所から和解勧告がなされたので、区と相手方は、和解により本件事件の解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

ア 区は、相手方に対し、本件のやりとりを通じて相手方に不快な思いをさせたことに謝意を表し、本件解決金として3万円の支払義務があることを認める。

イ 相手方と区は、今後、本件事件に至るまでの経緯・内容、本件和解成立の事実及び和解条項の内容について、正当な理由がある場合を除き、口頭、書面、インターネット上の書き込みその他の手段を問わず、第三者に対して一切口外しないことを相互に約束する。

ウ 相手方は、その余の請求を放棄する。

エ 相手方と区は、相手方と区の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

オ 訴訟費用は、各自の負担とする。

本案は、国民健康保険の保険料率等を改定するほか、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴う保険料の賦課限度額の変更、「国民健康保険法」の一部改正に伴う未就学児に係る均等割額の減額措置の導入及び「民法」の一部改正に伴う結核医療給付金の支給対象者の変更をするものです。

○ 内 容

(1) 保険料率等の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割 (医療分) 100分の7.13 (支援金分)100分の2.41 (介護分) 100分の2.13	・ 所得割 (医療分) 100分の7.16 (支援金分)100分の2.28 (介護分) 100分の2.02	0.03 △0.13 △0.11
・ 均等割 (医療分) 3万8,800円 (介護分) 1万7,000円	・ 均等割 (医療分) 4万2,100円 (介護分) 1万6,600円	3,300円 △400円

※医療分とは、病気やけがをした際の診療費等の財源に充てるものをいいます。

※支援金分とは、後期高齢者医療制度の給付の財源に充てるものをいいます。

※介護分とは、介護サービスの財源に充てるものをいいます。

(2) 保険料の賦課限度額の変更

現 行	改正案	増 減
(医療分) 63万円 (支援金分) 19万円	(医療分) 65万円 (支援金分) 20万円	2万円 1万円

(3) 未就学児がいる世帯について、当該未就学児の被保険者均等割額を減額します。

区 分	対象世帯	減額する額
医療分	7割の減額措置を受けている世帯	6,315円
	5割の減額措置を受けている世帯	10,525円
	2割の減額措置を受けている世帯	16,840円
	上記以外の世帯	21,050円
支援金分	7割の減額措置を受けている世帯	1,980円
	5割の減額措置を受けている世帯	3,300円
	2割の減額措置を受けている世帯	5,280円
	上記以外の世帯	6,600円

(4) 結核医療給付金の支給対象者の年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げます。

○ 施行期日 令和4年4月1日